

再委託に関する指針（枚方市契約検査課）

■ はじめに

令和4年度包括外部監査において再委託の承諾について意見を受けたことや本市のコロナ禍におけるワクチン接種業務委託において、再委託先がコールセンターの体制を確保していなかったという不正が発覚したことにより、市として再委託先の業務に対するチェックの仕組みを整備することが課題となったという経緯があります。

今一度、再委託先の業務に対する責任の所在を明らかにし、市職員及び受注者に対して、制度の周知及び認識の深化を図るため本指針を定めるものです。

1.1 再委託とは

受注者は、受注した業務を自ら行うことが原則です。

受注者は、市から業務を請け負う、又は委託されることにより、その業務を履行する債務を有しています。

しかし、現在、多くの業務が分業化しており、その業務を単独で履行することができない場合もありますので、例外的に、業務の一部を他の者に再委託することが許容されます。

なお、受注者が第三者から材料等を調達する場合や、実際に業務に従事する者として受注者との労働者派遣契約に基づき派遣を受ける場合は、再委託には該当しません。

この指針では「再委託」は、業務委託を対象とし、また、第二次以下の再委託（再委託先がさらに他の者に委託をする場合）を含みます。

1.2 再委託の問題点（短所）

再委託には以下のような問題点（短所）があります。

- ① 市と再委託先には契約関係がなく、市は再委託先に直接の指示や債務不履行責任の追及をすることができません。そのため、実際に業務を履行する者と市との関係が希薄になり、ひいては責任の所在が曖昧になるリスクがあります。
- ② 業務に関与する者が増えることで、情報漏洩のリスクが増加します。
- ③ 中間業者が介在することで、本来必要ではないはずの再委託先の管理費用が発生し、適正な価格で業務が遂行されない、また労働条件の悪化につながるリスクがあります。

1.3 再委託をすることができない者

再委託は、以下の者に対してすることができません。

- ① 枚方市入札参加停止の措置等に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止の措置（以下「入札参加停止措置」といいます。）を受けている有資格者
- ② 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に規定する次のいずれかに該当する者
 - (1) 入札等除外者
 - (2) 所轄の警察署又は大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る者
 - (3) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者

1.4 一括再委託の禁止

一括再委託とは、受注者が業務に実質的に関与することなく、**業務の全部、主たる業務の部分又は発注者が仕様書において指定した部分**を第三者に委託することをいいます。業務に実質的に関与しない事業者を排除するため、また、不適切な再委託により、受注業務の責任関係が不明確になったり、不完全履行となったりすることのないように、一括再委託を禁止するものです。

「実質的に関与する」とは、**総合的な企画、業務遂行管理、品質・安全管理、市との協議・調整等**をすることを指します。

「主たる業務の部分」とは**委託業務の目的を達成するための本体業務のことで**、発注案件ごとに必要に応じて仕様書で指定する部分や、一般的には委託業務名となっている業務を指します。なお、「主たる業務の部分」も、仕様書で指定してください。

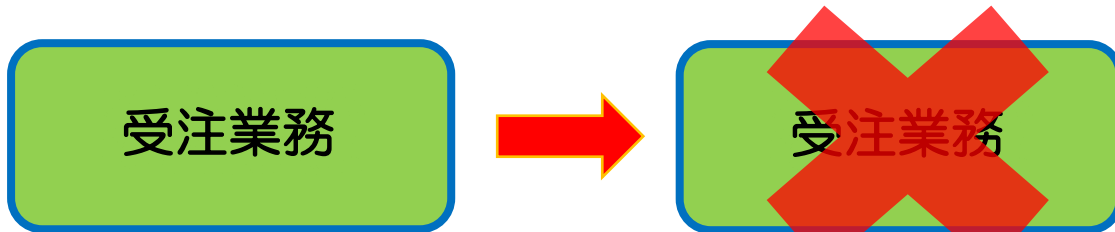
※同様の業務でも、委託内容によって主たる業務の部分と判断する場合と、軽微な業務の部分と判断する場合があります。例えば、「印刷物封入封緘業務委託」における成果物の配送業務は、納品するために当然付随する軽微な業務の部分となりますが、「美術品配送業務委託」における配送業務は、業務目的が配送であるため主たる業務の部分となります。

2 再委託の可否の分類

(1) 再委託をすることができない例

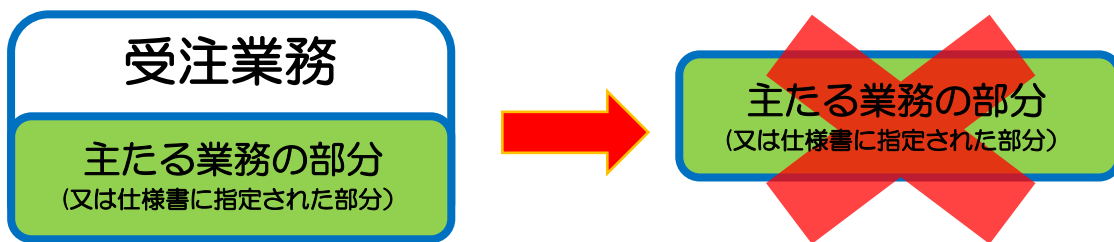
【例1】 実質的に関与することなく全ての業務を他者に再委託しようとする場合（丸投げ）

※実質的に関与するとしても再委託不可とするときは、仕様書で指定してください。



【例2】 実質的に関与することなく主たる業務の部分又は仕様書に指定された部分を他者に再委託しようとする場合

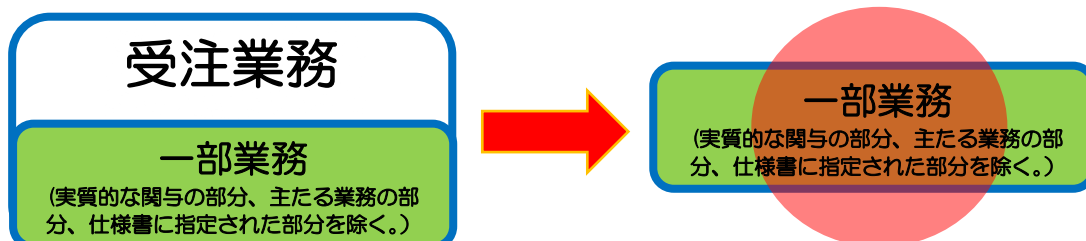
※実質的に関与するとしても再委託不可とする部分があるときは、仕様書で指定してください。



(2) 再委託をすることができる（ただし再委託の際に発注者から再委託の承諾を受けることが必要）例

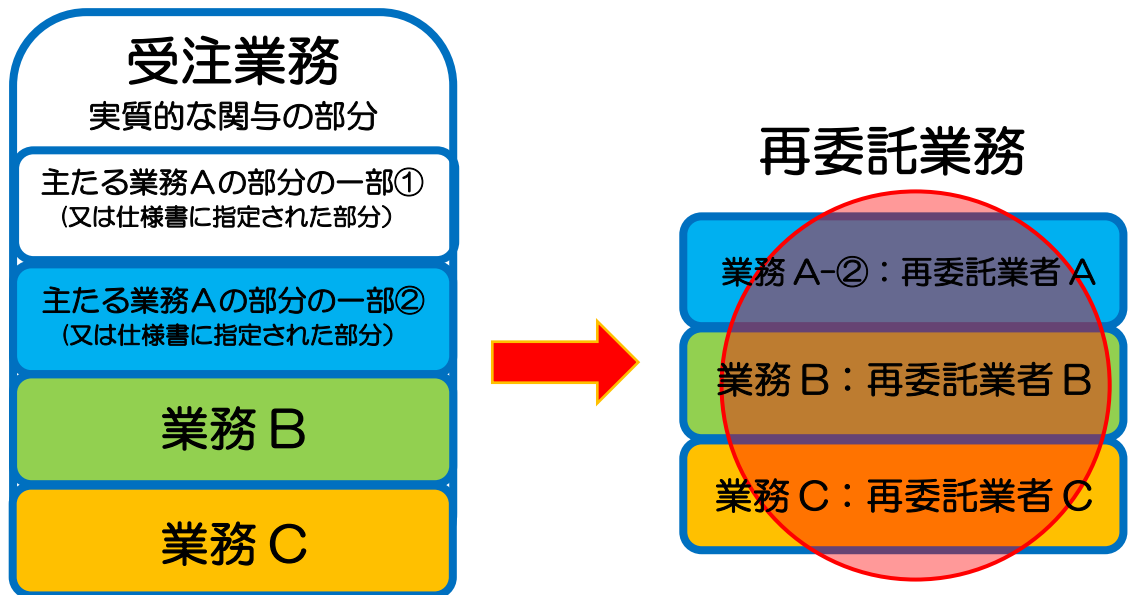
※再委託は、担当課から再委託承諾通知書が返送され、受注者に届いてはじめて承諾されたこととなります。

【例1】 実質的な関与の部分又は主たる業務の部分若しくは仕様書に指定された部分以外の部分のみを他者に再委託しようとする場合

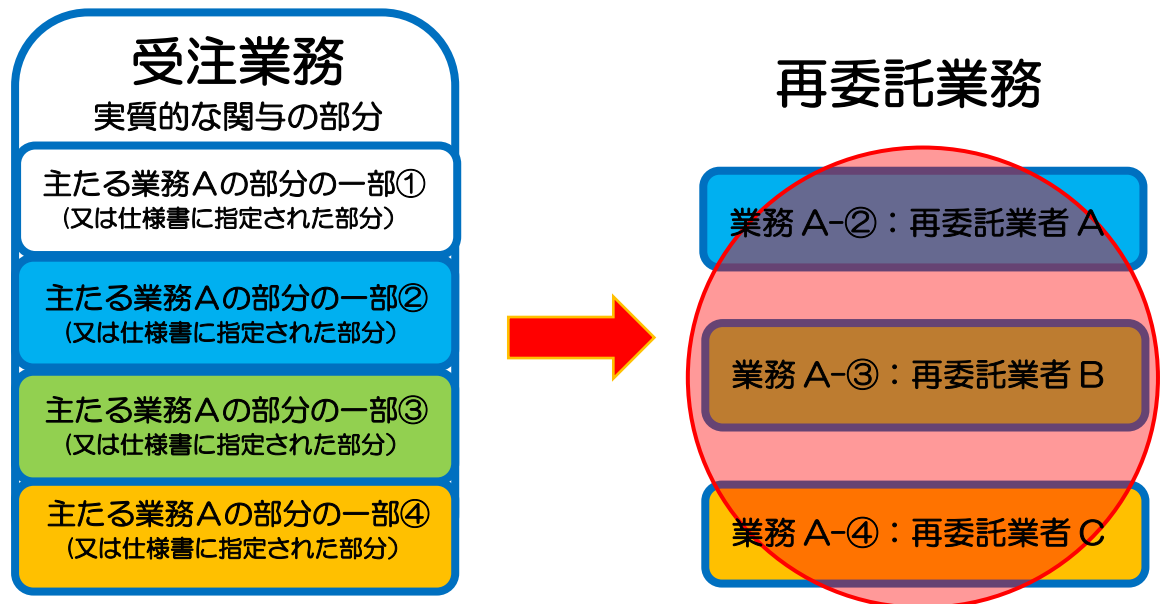


【例2】 総合ビル管理等の複数の業種を含む業務を一括し受注した場合において、一部自ら実施できない業務のみを他者に再委託しようとする場合（（1）の例外）

※実質的な関与の部分及び一部自ら実施できない業務以外の主たる業務の部分は受注者自ら実施すること。



【例3】同一の業種の業務を細分化して複数の業者に再委託するが、受注者自らがその一部を履行するとともに、自ら履行しない場合には履行場所に常駐するなどの方法により直接の指揮、監督、検査等を行うことで管理する場合（（1）の例外）



例1から3までの場合において、仕様書で業務量又は契約金額の〇%以上の再委託の禁止を指定することも可能です。

(3) 再委託をすることができる（再委託承諾申請書の提出が不要）例

あらかじめ仕様書で軽微な業務として指定している業務については、再委託承諾申請書の提出は不要です。（資料の単純な整理、単純な集計、印刷製本等）

再委託の可否についての特記事項

※ グループ企業内で営業と役務の提供を分業している場合は、営業担当企業と契約し、役務提供企業から役務の提供を受けることが考えられ、その場合は、主たる業務の部分であっても再委託することができます。ただし、契約の相手方が債務を履行する責任を負うことが必要です。

※ **業務責任者は受注者と雇用関係がある者でなければならず、再委託先と雇用関係がある者とすることはできません。**

3 一括再委託の例外措置

自ら直接業務を行っていたが、災害等緊急の事情により再委託する必要があり、これを本市が認めた時は例外となります。

※ 災害等により自ら履行することが困難となった場合、再委託しないと市民生活等に影響がある場合が想定されます。

4 再委託の承諾の手続フローについて

再委託の承諾は、次のとおり実施します。

(1) 受注者からの事前申請

受注者は、委託業務を第三者に再委託しようとする場合（2(3)の場合を除く。）には、原則当該業務開始前までに「再委託承諾申請書」を発注担当課に提出してください。

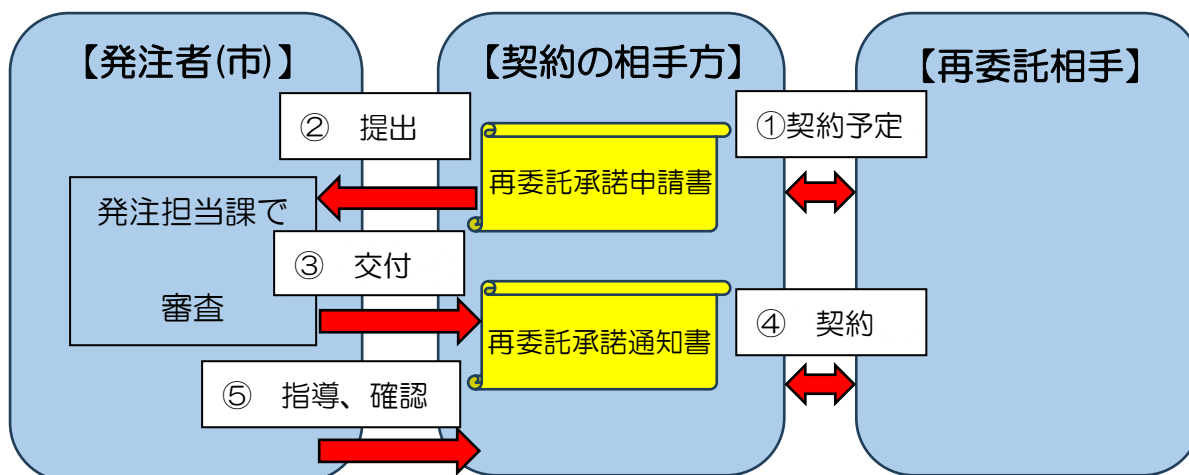
(2) 審査及び承諾

発注担当課は、「再委託承諾申請書」を収受した場合は、再委託する理由や、再委託する業務内容、再委託先などを本指針の規定に基づき審査し、再委託が妥当と判断した場合は、「再委託承諾通知書」を契約相手方に交付してください。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

発注担当課は、受注者が再委託先に対して適正な指導を行い、適切に業務が実施されているか確認を行ってください。

また、委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、実地の調査を行ってください。



※ 受注した委託業務に個人情報を取り扱う業務があるときは、個人情報の保護に関する特記仕様書に基づき、受注者の責任で再委託先から誓約書を提出させていただきます。

5 無断で再委託を行った者に対する措置

再委託の承諾が必要な業務について、発注者から再委託承諾通知書の交付を受ける前に再委託が行われた場合（その事実が契約満了後に判明した場合を含みます。）は、契約違反として、4月間の入札参加停止措置を受けることがあります。

なお、その事実が再委託に係る業務の履行中に判明した場合は、判明後の履行期間について、受注者から再委託承諾申請書の提出を受けてください。

[履歴]

初版	令和6年（2024年）1月15日
第2版	令和8年（2026年）2月20日